

2021年9月15日

国家市場監督管理総局 御中

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会
データ利活用検討 TF

「ネットワーク不正競争行為の禁止に関する規定」に対する意見

我々電子情報産業技術協会（JEITA）は、素材から電子部品や半導体、また、民生電子製品から産業システム機器、さらには、IT 製品からソリューションサービス等を含む日本の代表的な電子情報産業の業界団体です。約 400 社の会員企業の事業は広くグローバルに展開されており、事業規模は日本国内約 14 兆円、海外約 26 兆円に及びます。

当協会は、今回示された規定について、ネットワークを通じたビジネスをグローバルに展開している中国国外の事業者にとって、本規定の安定的な運用を確保し、ビジネス展開の萎縮を防止するため、本規定の適用範囲、特に、中国国外の「事業者」・中国国外で発生した「ネットワーク不正競争行為」への適用の有無を明記いただくことを希望いたします。

また、「適用有り」の場合は、具体的な適用要件を規定いただくことを要望いたします。

以上